



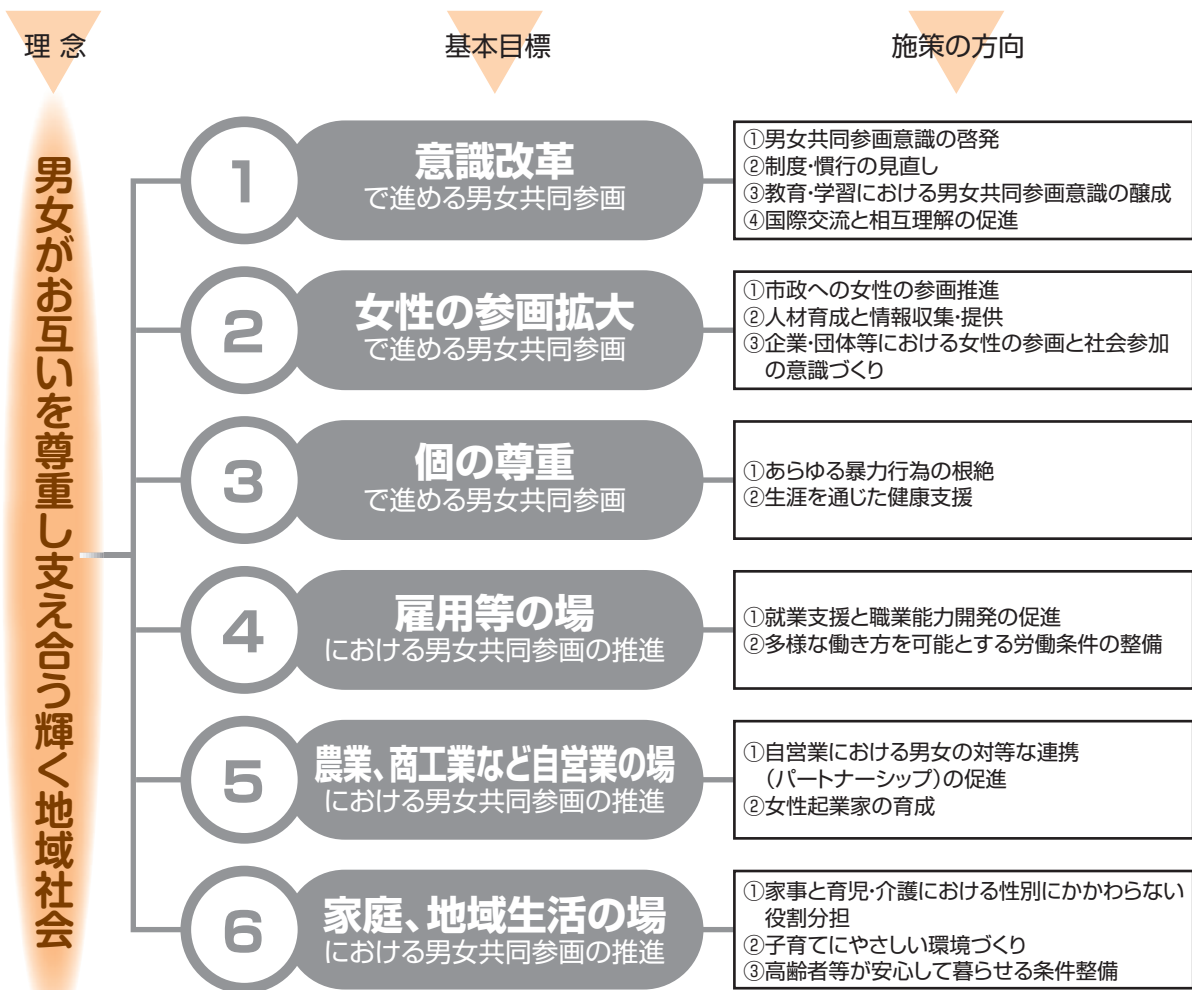
第3章 基本計画

1. 基本理念

男性も女性も、互いにその人権を尊重し、共に支えあい、性別に関係なく能力が十分に発揮され、個性に応じた生き方ができる豊かな社会の実現を目指し、「男女がお互いを尊重し支え合う輝く地域社会」を基本理念とします。

男女がお互いを尊重し支え合う輝く地域社会

2. 施策の体系



3. 基本目標

基本目標1：意識改革で進める男女共同参画

【現状と課題】

法の下で、すべての国民は個人として尊重され、平等で性別により差別されるものではないとうたわれています。しかし、現実には、性別による固定的な役割や分担意識が根強くあり、それに基づく社会慣行が男女共同参画社会の形成を妨げているともいえます。そのため今日まで、男女平等の実現にむけた様々な取組みがなされてきましたが、まだまだ充分とはいえない状況であり、役割分担における平等感について男女間の意識の溝を埋めていかなければなりません。

一関市で行った市民意識調査において、自分の身のまわりでの男女の平等感についてたずねたところ、男女とも共通して平等と感じている場としては「学校教育の場」が最も多く32.5%、これに比べて男性優遇あるいはどちらかといえば男性が優遇されている場としては「社会通念、習慣しきたり」で最も多く59.8%を占めています。さらに男女共同参画社会を築いていくために重要なこととして「固定的な社会通念、慣習、しきたりを改める」と答えた人が40.2%を占めており、男女共同参画社会の実現にむけた意識づくりにおいて最も大きな課題といえます。

男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、あらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮しながら、いきいきと生活するためには、男女共同参画社会を正しく認識し、それを阻害する固定的役割意識等の存在に気づき、それを改める市民の意識を醸成するための啓発活動を推進することが必要です。さらに、男女の置かれている状況や問題点を客観的に把握し、男女共同参画という視点で制度や慣行を見直すための知識や情報を提供する必要があります。

また、子供を持つ親の意識や学校での教育は、次代を担う子ども達の健やかな成長に大きな影響を与えます。子供の育成過程において、無意識に男女の性別による役割分担意識を植え付けている現実が、子供の持つ個性を伸ばす妨げになるばかりでなく、次の世代への慣習として残るため、特に家庭や学校では、性別に関わらず、自主性を尊重し自立意識を育み、個人の可能性が発揮できるような教育が求められます。

【施策の方向1】 男女共同参画意識の啓発

性別にとらわれずいきいきと暮らしていくため、男女が共に社会を構成し地域を支えていくという意識が幅広く浸透するよう、様々な啓発活動に取り組みます。また、男女の置かれている状況や問題点を客観的、継続的に把握するとともに、その情報提供に努め、市民の更なる意識醸成を図ります。



具体的施策

男女共同参画に関する市民意識調査・研究	企画調整課
男女共同参画啓発事業（男女共同参画講演会等）の実施	企画調整課
広報紙やホームページ等を通じた意識啓発活動	企画調整課
職員研修における男女共同参画意識の啓発	職員課

【施策の方向2】 制度・慣行の見直し

男女が社会のあらゆる分野で対等な構成員として参画するためには、固定的な性別役割分担意識などに起因する制度・慣行の見直しが必要です。男女共同参画社会を阻害する要因と思われる社会制度や慣行、しきたりなどを見直す必要性に気づき、それを改める意識を醸成するため、見直すべき制度・慣行とその見直しの必要性の周知と情報提供に努めます。



具体的施策

様々な機会を捉えた制度の周知	企画調整課
広報紙やホームページ等を通じた情報提供	企画調整課
地域公民館等の事業における男性向け講座の開催	生涯学習課

【施策の方向3】 教育・学習における男女共同参画意識の醸成

私たちの意識や価値観は、家庭、学校、地域社会の中で形成されるため、小さいころからの教育や生涯学習の果たす役割は非常に大きいといえます。男女にとらわれず、個性を尊重し、個人の可能性を發揮できるように義務教育や生涯学習の場において、男女共同参画の視点を念頭に置いた授業や講座の開催及び学習機会を提供し、参画意識の醸成を図ります。



具体的施策

男女平等の意識を高める教育の推進	学校教育課
中・高校生に対するインターンシップ等就業機会の提供	労働政策室・学校教育課
地域公民館等の事業における啓発講座の開催	生涯学習課
就学時検診等を活用した子育て講座、思春期の子供を持つ親のための子育て講座の開催	生涯学習課

【施策の方向4】 国際交流と相互理解の促進

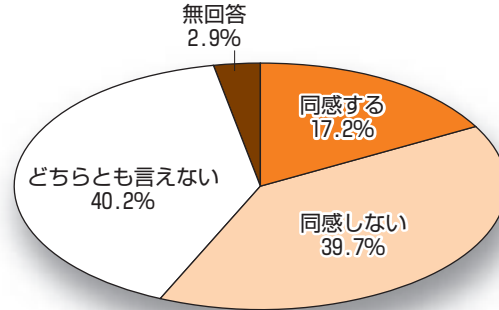
男女共同参画は世界的取組み課題であり、男女共同参画社会の構築は国際的潮流と密接なかわりがあります。イベントの開催、日本語教室、外国語教室など国際交流を通し相互理解を図り、国際社会における女性問題等について情報収集や学習機会を提供するなど、国際交流関係団体の活動を支援し、男女共同参画に係る意識の啓発を促進します。



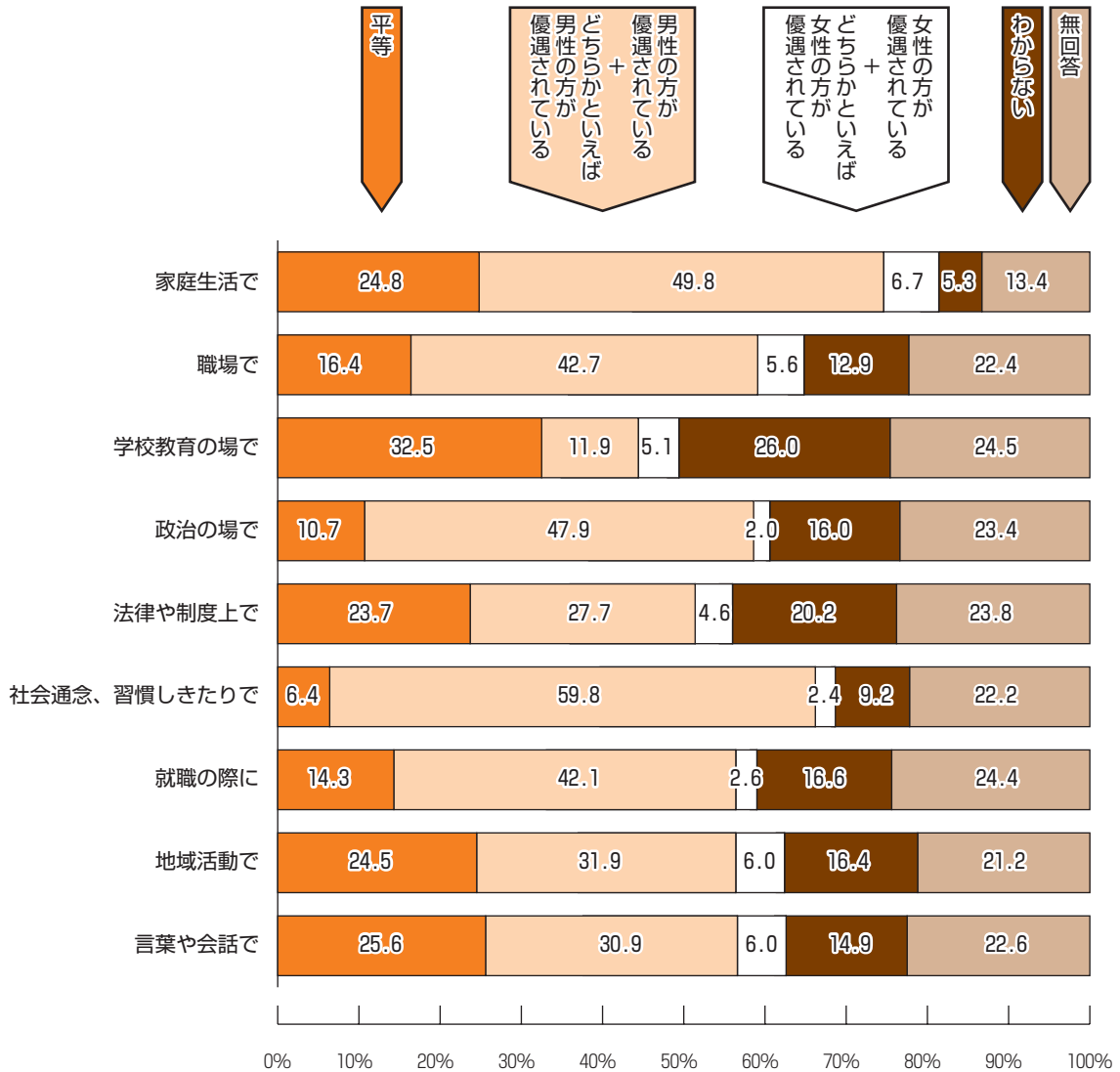
具体的施策

国際交流イベントの開催	地域振興課
日本語教室・外国語教室の開催	地域振興課

「男は仕事、女は家庭」という
固定的な考え方について



自分の身のまわりでの男女の平等感について



基本目標2：女性の参画拡大で進める男女共同参画

【現状と課題】

社会の構成員である男女が性別にかかわらず、いきいきと生活し、自己実現ができるような社会を構築することは、個々人の人権を尊重した住みよい活力ある地域社会を創造することでもあります。

私たちは、様々な制度や仕組み、慣習などの社会活動規範の中で生活していますが、私たちの今日の日常生活の態様は、とすれば女性の参画が少ない場において、男女の固定的な役割分担意識の中で積み重ねられてきた社会活動規範に基づくものです。

誰もが暮らしやすい地域づくりには、地域に暮らす全ての人が、男女は社会の対等な構成員ということ認識し、固定的役割分担意識を取り除いたうえで、社会活動のあらゆる場に女性が参画しやすい環境づくりに、みんなで取り組むことが求められています。

市民意識調査では、「政治の場」「法律や制度上」における男女の平等感について、それぞれ10.7%及び23.7%しか平等と感じていない状況にあり、これらは男性が多く活動している状況や、男性優位という固定的な意識が反映されたものとも読み取れます。現在社会の様々な制度や仕組みのうえでは、個々人の参加や参画、権利の平等を基本理念としているにもかかわらず、それぞれの分野における制度の仕組みは男性主体の中で組み立てられてきたという歴史的経過が根底にあると考えられます。

また、男女共同参画社会を築いていくために重要なこととして、「女性自身が自覚と責任感を持つ」が22.3%と2番目に高い比率を示しており、男性もさることながら女性自身が意識を変えることも課題の一つです。

さらに、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実をはかる」が20.6%、「法律や制度の面で見直しを行い、男女差別につながるものを改める」が20.2%という回答であり、女性の社会参加支援や法律等の見直しの必要性についても高い比率が示されていますが、これらの改善には当然女性の参画意識と行動が必要です。

真の男女共同参画社会を構築していくためには、固定的役割分担や先入観にとらわれない自覚と責任感を持つ女性の人材育成を図るとともに、行政分野をはじめ、企業や団体、地域においても、様々な場面において、常に女性の参加と参画の機会を確保する取組みを継続していくことが必要です。

【施策の方向1】 市政への女性の参画推進

政治・行政をはじめとした様々な分野での政策・方針決定過程への女性の参画は、まだまだ進んでおらず、男性主体になっているのが現状です。審議会等の公募委員数を増やすなど、女性が意思決定の場へ参画しやすい機会を確保し、政策決定過程における女性の参画をより一層推進します。



具体的施策

各種審議会・委員会等への女性の登用	各担当課
人材バンク制度の活用	各担当課
市長と女性団体との懇談会の開催	生涯学習課

【施策の方向2】 人材育成と情報収集・提供

女性の持てる能力と意識を高めるための学習機会等を提供し、社会活動に参画するためのリーダー育成を推進するとともに、男女共同参画サポーターの会など関係団体の人材情報の収集・提供と連携・活用に努め、女性の様々な分野への参加活動意識の醸成を図ります。



具体的施策

各種研修会への派遣	各担当課
男女共同参画サポーター養成等への派遣	企画調整課
男女共同参画を進める関係団体等の情報収集・ネットワーク化	企画調整課
女性団体への活動支援	生涯学習課
学習要求に応じた講師派遣の実施	生涯学習課

【施策の方向3】 企業・団体等における女性の参画と社会参加の意識づくり

少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少が見込まれる中、企業・団体等における女性の労働力と意思決定過程等への参加は、新しい産業活動推進の原動力となることも期待されます。女性が様々な分野や場面に参画しやすい環境づくりは、男女平等の確保はもちろん地域や社会の活力向上にも不可欠であることの啓発を図りながら、企業団体等をはじめ地域社会における女性の参画と社会参加の意識づくりを促進します。

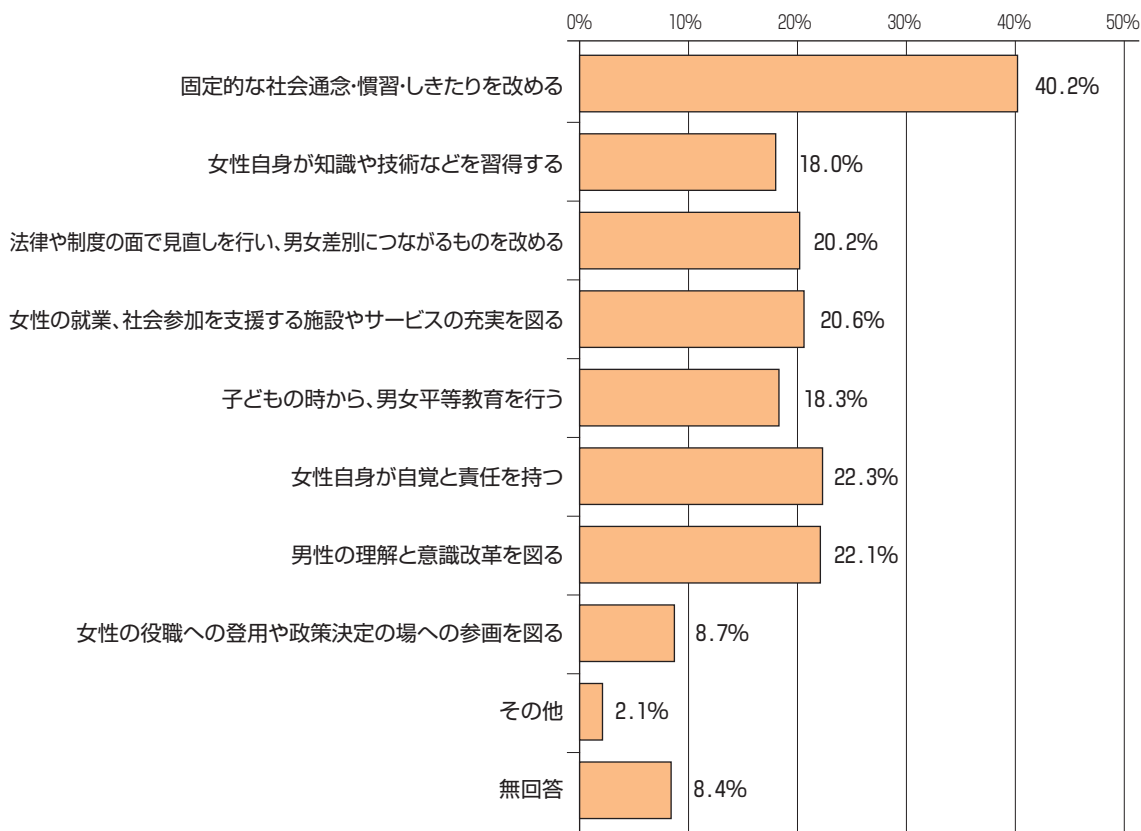


具体的施策

公共的団体・地域団体等への女性の参画啓発	各担当課
農業、農村組織への女性の参画促進	農政課
企業等における女性の各分野への参画啓発	工業課・労働政策室

(平成17年度市民意識調査)

「男女共同参画社会」を築いていくために重要なこと (複数回答)



基本目標3：個の尊重で進める男女共同参画

【現状と課題】

人権の尊重と個人の尊厳は、民主主義社会形成の根幹を成すものでありますが、真の民主主義社会を形成するためには、男女共同参画社会の基本理念である、男女が性別に関わりなく個人として尊重される社会の実現が不可欠と言えます。

近年、社会問題として大きく取り上げられてきている、配偶者や恋愛関係にあるパートナー等からの言葉や態度、接し方など様々な行動の中で生じている個人の自由を束縛する暴力行為（ドメスティックバイオレンス（DV））、あるいは職場等でのセクシャルハラスメント等は個人を尊重する男女共同参画社会実現を阻害する重大な人権侵害行為として対応していくことが求められます。

また、男女が共にいきいきと暮らす男女共同参画社会の実現には、個人の尊重と併せて、ともに幸福で長生きし、生きがいを持って社会参画できるよう、生涯を通じて、心も体も健康であることが重要であり、男女の性差に配慮した健康の保持、増進の支援体制の構築が求められます。

平成16年度のDVに関する相談件数は、全国で63,739件、うち岩手県で491件とされており、更に一時保護された女性は全国で4,535人、岩手県で35人となっています。15年度と比較して、相談件数では、全国7,946件（岩手県48件）の増加、一時保護件数も全国239人（岩手県9人）の増加となっています。

一方、県の男女共同参画実態調査（平成15年度）では、「DV（身体的暴力、心理的暴力、性的強要など）をこれまでに一度でも受けたことがある」と回答した人が、女性は37.8%、男性は21.6%となっており、実際の相談件数や保護件数に比べ、体験者の割合が高いことが伺えます。このことは、DV問題は表に現れにくく、潜在化しやすい課題であると同時に、実際の相談や保護件数として現れている数値は、氷山の一角ということが推察され、この状態は当市においても同様にあると言えます。

DV等あらゆる暴力行為の根絶には、無意識に行っている性差別的な取り扱い、相手の意に反した言動、暴力は全てDVであるという認識と、人は皆、個人として尊重されるべきという人権尊重意識の啓発を図る必要があります。また、関係機関等とのネットワークづくりを密にし、暴力防止や被害者の適切な保護、自立を支援していくことが必要です。

また、誰もが自らの誇りを持ち、いきいきと社会に参画していくことができるよう、市民の健康づくりに必要な情報提供やサービスの支援に努めながら、市民一人ひとりの主体的な健康の管理、保持、増進の取り組みを促進していくことが必要となります。

さらに、妊娠や出産など、女性が抱える健康上の課題についての対応も必要です。男女が互いの身体的特性を十分に理解して認め合えるよう、適切な情報や学習機会を提供し、相談体制を拡充するとともに、男女が生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、健康支援対策の推進に努める必要があります。

【施策の方向1】 あらゆる暴力行為の根絶

あらゆる暴力行為の根絶を図るため、無意識に行っている性差別的な取り扱いや、相手の意に反した言動、暴力は全てDVであるという認識と、人権尊重の意識啓発を推進するとともに、被害者の保護と生活支援のため相談体制や関係機関とのネットワークづくりを推進します。



具体的施策

DV等に対する相談体制の強化	児童福祉課
人権擁護に関する連携・協力体制の充実	児童福祉課

【施策の方向2】 生涯を通じた健康支援

男女がともに健康で長生きし、生きがいを持って社会参画できるよう、性別や年代に応じた各種健康診査事業を推進するとともに、男女の性差に配慮しながら訪問指導や健康相談を実施するなど、生涯を通じた健康の保持、増進を支援します。



具体的施策

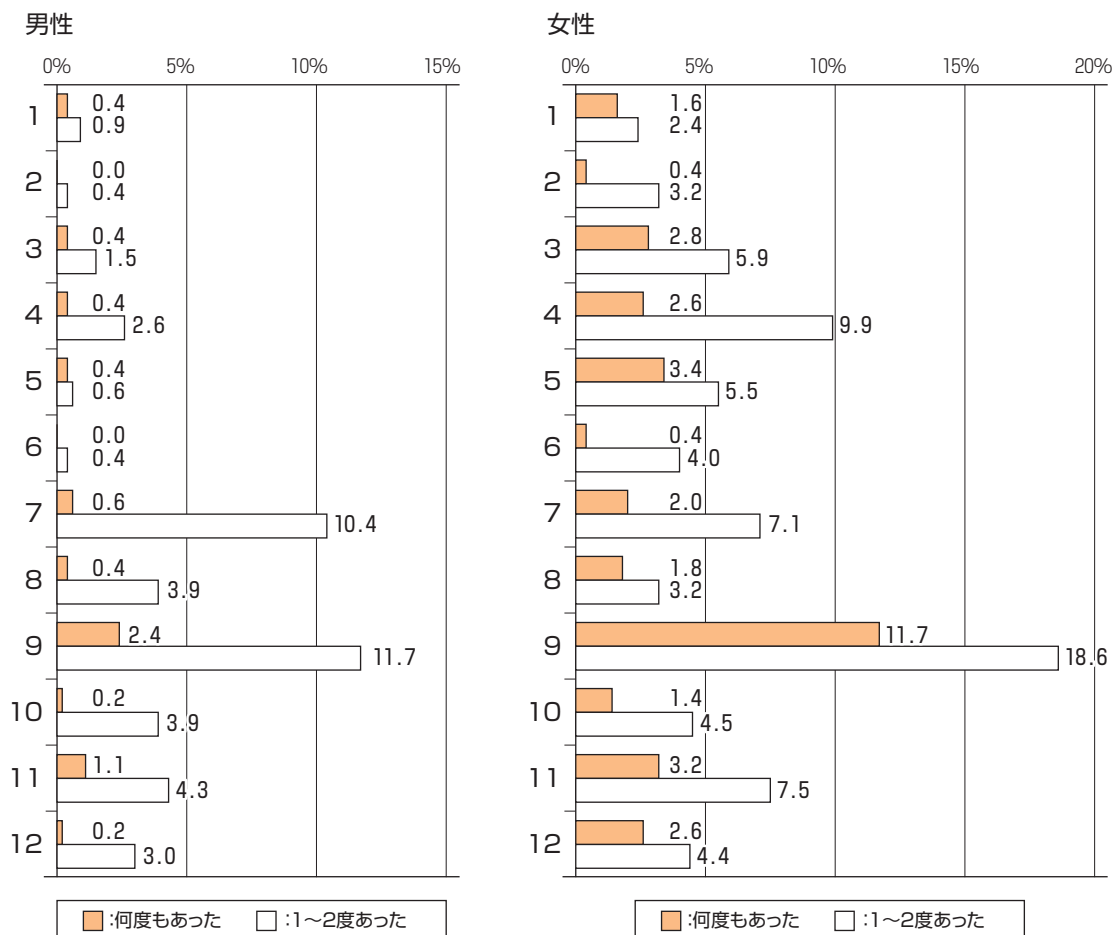
思春期保健事業の実施	保健センター
各種健康診査事業の実施	保健センター
健康教育・健康相談・訪問指導の実施	保健センター

男女間における暴力の現状
夫又は妻やパートナーからの暴力被害経験と行為内容について

(平成15年岩手県調査)

- 1 命の危険を感じるくらいの暴行を受けた
- 2 医師の治療が必要となる程度の暴行を受けた
- 3 医師の治療が必要とされない程度の暴行を受けた
- 4 殴るふりをしておどされた
- 5 嫌がっているのに性的な行為を強要された
- 6 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられた
- 7 何を言っても長時間無視され続けた
- 8 交友関係や電話・郵便物を細かく監視された
- 9 大声で怒鳴られた
- 10 大切にしているものをわざと壊されたり、捨てられたりした
- 11 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしょなし」と言われた
- 12 必要な生活費を渡されなかったり、お金の使い道を細かくチェックされた

1～12までの暴力行為を「何度もあった」又は「1～2度あった」と答えた人の割合



基本目標4：雇用等の場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法整備がされ、男女が共に働くことのできる環境は少しずつ整えられてきています。しかし「女性は家事をこなし仕事をする」「法制度はあるものの利用が進まない」などの実態があり、働く側、雇用する側双方に意識改革の働きかけが必要です。

男女の区別なく、個人の能力を認め合い、意欲を持って働くことのできる平等な職場環境をつくること、性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現につながります。また、誰もが働き続けることができるよう、出産・育児・介護などに携わる時期には、それに合わせて多様な働き方の選択を可能とする条件整備が求められています。

市民意識調査でも、雇用の場において不平等と感じていることがわかります。就職の際に「男性優遇あるいはどちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人が42.1%おり、働く機会を平等に得ることの難しさが表れています。さらに、職場において「男性優遇あるいはどちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人は42.7%、これと比べて「女性優遇あるいはどちらかといえば女性が優遇されている」と感じている人は5.6%で、男女雇用機会均等法など法のもとでの平等を肯定しつつも、性別による不平等感を男女とも強く感じていることを示しているといえます。

また、職場の働く環境については、「大変働きやすいあるいはある程度働きやすい」と感じている人は45.5%と半数近くありますが、男女を比較すると、男性54.1%に対し女性は40.0%と14.1%も低くなっており、女性にとっての働きやすい職場環境づくりが課題です。

さらに、職場環境の不満や悩みについては、男女とも「収入が少ない」「職場の人間関係が難しい」「先行きに不安がある」との回答が大半を占めています。また、男性に比べて女性の回答の割合が高かった不満や悩みは「仕事と家庭の両立が難しい」「子供の面倒を見てくれる場、人がいない」などとなっています。育児、介護等の問題は、従来女性が対処すべきものとされてきた社会通念が未だに存在しているため、女性が仕事を続けていくうえで大きな障害になっています。

男女が共に働く機会を得るためには、すでに制度化されている男女雇用機会均等法など法の趣旨を、雇用主が十分理解し活用できるように、法制度の周知、普及活動を行い、募集や採用の段階での性差別意識をなくすよう働きかける必要があります。

さらに、就業に関する情報を収集し、就業希望者への必要な情報を継続的に提供できる体制を確立するとともに、職業能力の開発を支援していくことが必要です。

また、職場において、家庭と仕事との両立が困難な労働者のために、相談できる体制の整備や、多様な就業形態を選択できるよう雇用主等へ働きかけるとともに、国等の支援制度の活用を促進していくことが必要です。

【施策の方向1】 就業支援と職業能力開発の促進

男女雇用機会均等法をはじめとする各種法・制度の活用を事業主等に働きかけるとともに、募集や採用に関して男女が均等な機会を得られるよう啓発を促進します。

さらに、就業機会の拡大を図るため、情報収集や提供に努めるとともに、研修機会の提供など、能力と意欲を持つ女性の職業能力開発を支援します。



具体的施策

職業訓練、講習等に関する情報提供	労働政策室
無料職業紹介所の開設並びに周知	労働政策室
求職者就職支援職業訓練事業の実施	労働政策室
雇用相談窓口の開設並びに周知	労働政策室
新規学卒者・求職者情報化研修事業の実施	労働政策室
パート労働相談事業の実施	労働政策室

【施策の方向2】 多様な働き方を可能とする労働条件の整備

事業主等に対し事業主行動計画の策定を促すなど、出産や育児・介護に携わる時期のニーズに合わせ、多様な働き方の選択を可能とする制度の導入や、女性の就労者が多いパートタイムなどの労働条件の改善を働きかけ、関係機関とともに就労者の仕事と家庭の両立支援に努めます。

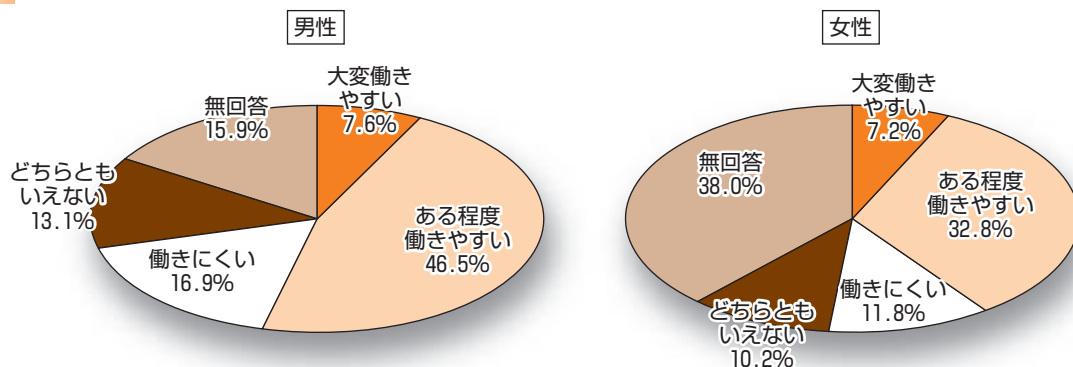


具体的施策

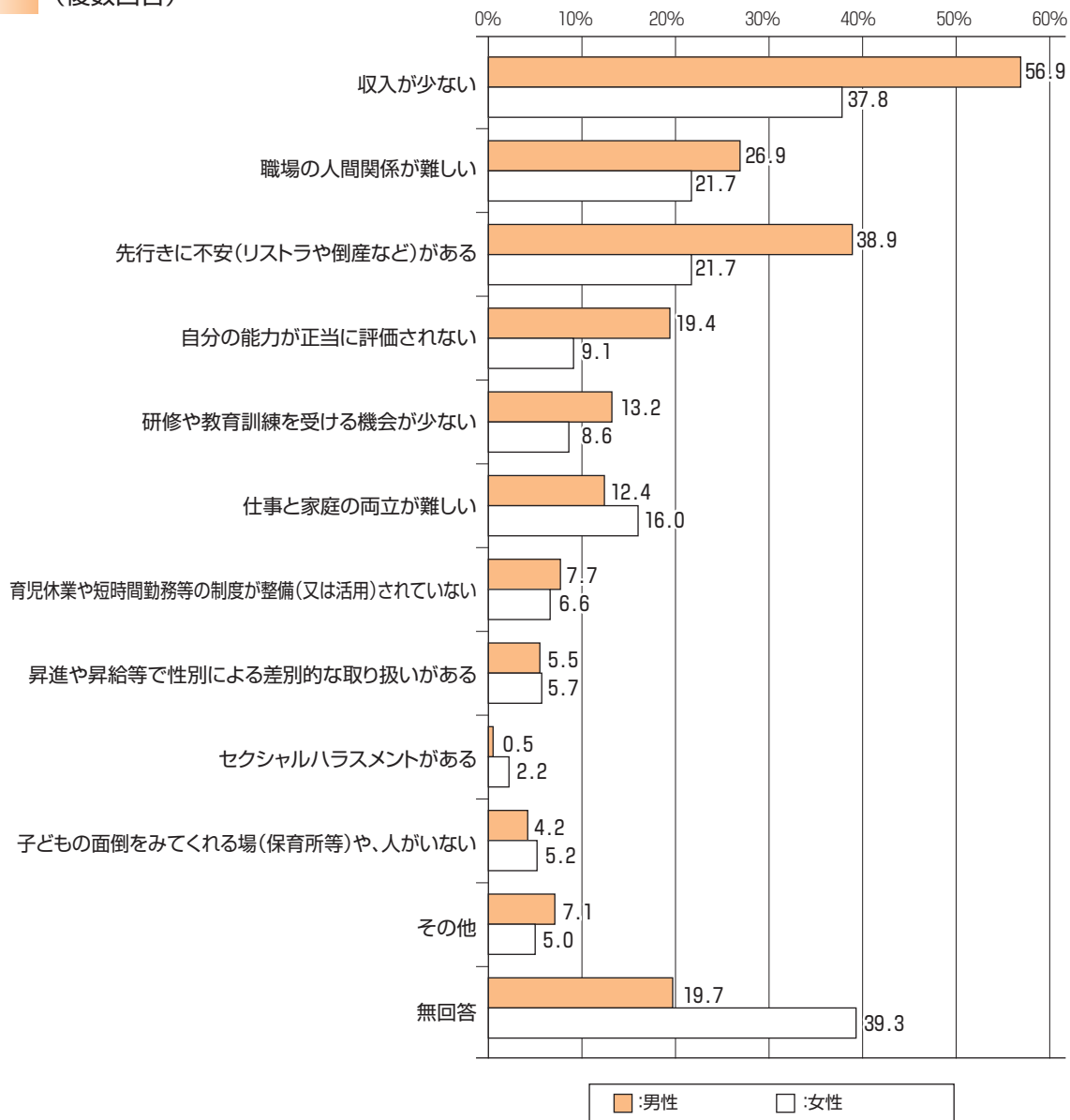
働きやすい労働条件の整備を進めるよう企業等への啓発・情報提供	児童福祉課・労働政策室
市の特定事業主行動計画に基づく相談体制の充実	職員課

職場の働く環境について

(平成17年度市民意識調査)



職場環境の不満や悩みについて (複数回答)



基本目標5：農業、商工業など自営業の場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず、個性や能力が十分に発揮され、経済的にも精神的にも自立できる環境づくりが必要であり、誰もが公平に働き続けることができ、真に望む職業の選択を可能とする条件の整備や、個々人を認め合い、互いを尊重しあう家庭生活や日常生活が送れる社会づくりを進めていくことが求められています。

農業、商工業など自営業の家庭において、仕事と家事にかかる男女の役割分担をみると、仕事の分担は男女対等に行われているにもかかわらず、家事はどんなに忙しくても女性が受け持つという役割分担意識がまだに残っています。特に、仕事と家庭生活が密接にかかわっているため、仕事と家事の負担が女性に偏りがちで、このことが女性の社会参加の課題となっており、男女が対等に連携し、共に充実感を持って働き、暮らすことができるよう労働・生活環境の改善が求められます。

平成12年の国勢調査における当市の産業別就業状況を見ると、就業者数は69,383人で、そのうち農林漁業や商業など自営業が多い分野の就業者は22,374人と32.2%を占め、就業者のなかでも高い比率を示しています。また、そのうち50.7%は女性となっているため、この分野における男女共同参画の推進が、当市全体の推進を図るうえで重要です。

また、市民意識調査では、理想の家事分担を調査したところ、農林業・自営の商工業サービス業の方は男女とも「夫婦で協力」又は「家族で協力」することが望ましいと、ほとんどの人が回答しているにもかかわらず、実際の家事分担について調査した結果、「日常の買い物」59.4%「食事の支度」77.9%「掃除」66.1%「洗濯」74.8%は、『主に妻』が行っていると回答しています。理想と現実には大きな隔たりがあり、この偏りの解消を図ることが課題でもあります。

活力ある農業、商工業等を創出し、男女が共に充実感を持って働き、暮らしていくためにも、日常の行動のあらゆる場面において、男女が互いに支えあい、高めあう関係を築くとともに、女性も決定権と責任を持ち、事業活動に参加しやすい環境を創ることが必要です。

そのため、家族経営協定の締結などにより、適切な労働時間と休日の確保をはじめとする労働環境の整備を図るよう、自営業における男女のパートナーシップの構築を促進していくことが必要です。

あわせて、女性がいままで入りにくかった起業という分野へもスムーズにアプローチできるような環境をつくり、女性が様々な職に就くことが出来、意欲と能力が更に発揮できる取り組みを推進していく必要があります。

【施策の方向1】 自営業における男女の対等な連携（パートナーシップ）の促進

家族経営協定の締結など、男女の固定的な役割分担の見直しと、対等で互いを尊重した役割分担意識が、生きがいと活力ある自営業等の創造となることの啓発や情報提供に努め、男女の対等な連携（パートナーシップ）の構築を促進します。



具体的施策

家族経営協定締結の促進・情報提供	農業委員会・農政課
商工自営業における家族労働条件を明確にする啓発	商業観光課

【施策の方向2】 女性起業家の育成

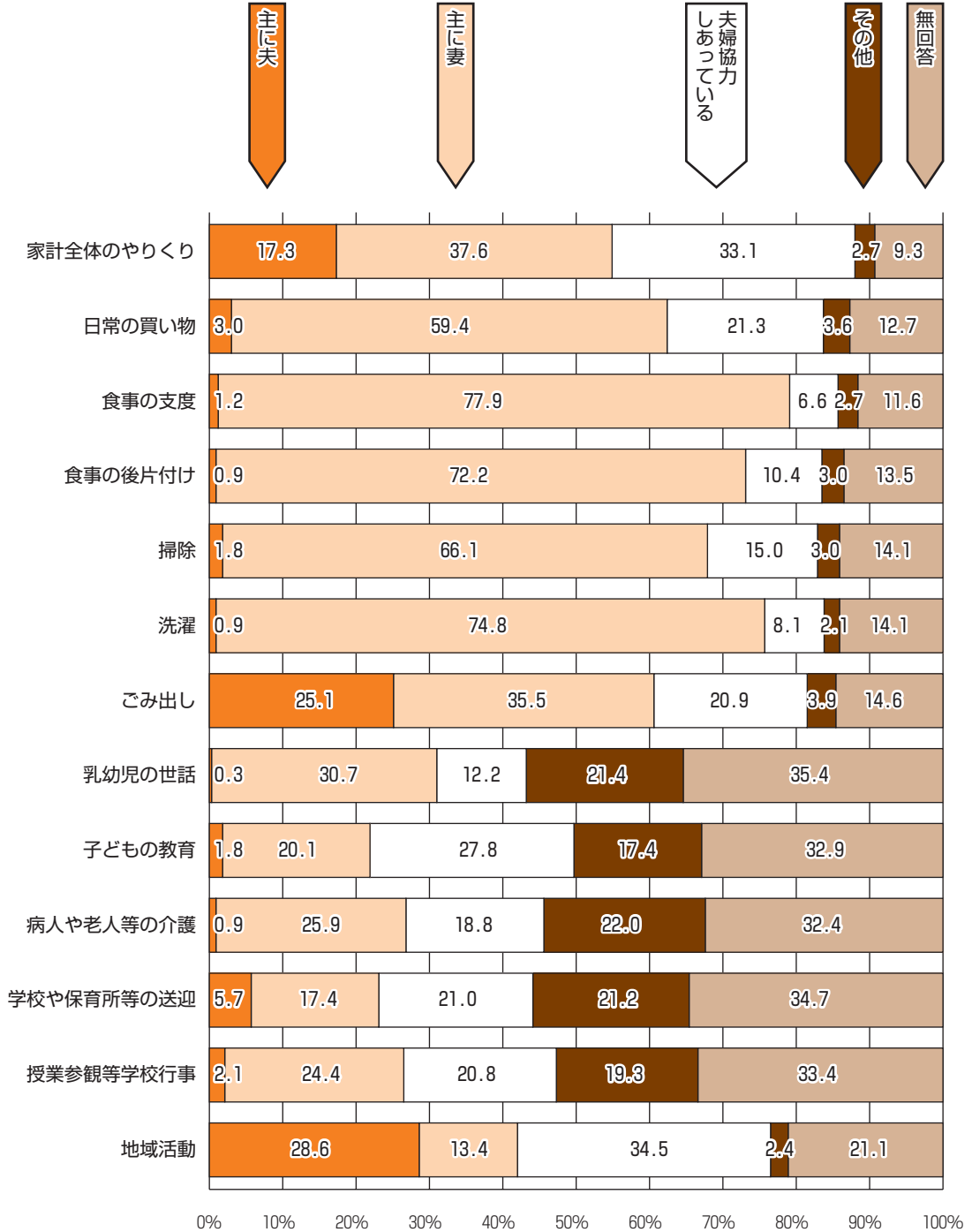
持っている専門的知識・経験を生かした新規就労希望者や、起業を志す女性、関心をもっている女性への情報提供に努めるとともに、女性起業家の育成につながるよう講習会の開催や相談体制の充実を図ります。



具体的施策

農村女性育成事業の実施	農政課
女性の農業農村指導士の認定促進	農政課
女性の認定農業者の認定申請への促進	農政課
女性起業家（農家民宿・農産加工・直売・農家レストラン）への情報提供	農政課
起業を目指す女性に対する必要な知識やノウハウに関する情報提供・相談等の支援	商業観光課
女性起業家・経営者等の交流・連携の促進	商業観光課

家事分担について
(農林業・自営商工業サービス業の既婚者の方の回答)



基本目標6：家庭、地域生活の場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女が共にいきいきと輝き、明るく、充実した人生を送るためには、共に支えあい、それぞれの生き方を尊重しあう家庭とみんなで作る住みよい地域社会の存在が基盤となります。家庭生活を営むうえで、家族の誰かが必ずしなければならない家事や育児、介護など様々な問題に直面したとき、固定的性別役割意識にとらわれることなく、家族が互いに協力し合う意識と行動が必要です。

また、従来、家事・育児・介護などは女性が行うという偏った役割分担意識が強く、それが女性の負担を大きくし、また、地域活動における女性のかかわり方に対する意識や固定的な役割を求める在り方が、女性の地域コミュニティ活動を始めとする様々な社会活動への参加を阻害してきたといえます。介護、子育て支援体制の構築をはじめ、固定観念意識にとられない地域活動など、女性が社会に参加しやすい環境づくりが求められます。

市民意識調査では、理想の家事分担を調査したところ、男女とも、ほとんどの人が「夫婦で協力」又は「家族で協力」することが望ましいと回答しています。

しかし、実際の家事分担について調査した結果、「食事の支度・後片付け」「掃除」「洗濯」は、『主に夫』が0.5%から2.5%程度であるのに対し、『主に妻』は62.4%から77.5%との回答でした。「乳幼児の世話」と「介護」においても、『主に夫』と回答したのは、0.4%と0.9%、『主に妻』と回答したのは30.5%と22.5%で、家事・育児・介護の多くを女性が担っているのが現状です。理想としては協力し合おうとしていながらも、女性に偏っている現実があり、この理想と現実の乖離を解消することが課題です。

また、市民意識調査による、少子化の要因を調査した結果、男性は1番に「経済的負担が大きい」と答えていますが、女性は「出産や子育てと仕事との両立の困難」を1番と回答しており、子育ての負担は仕事や社会への参画を望む女性への課題となっています。

さらに、将来自分が受けたい介護のあり方について調査した結果「子供、孫に介護されることを望む」は12.7%、「老人ホームなどの施設や病院での介護を望む」が27.1%という結果であり、このことから、介護を一家族だけで解決することの難しさを認識し、女性に偏りがちな負担を軽減しようとする意識と、地域社会で支える必要性を多くの人が認識していると読み取れ、介護にかかる支援体制づくりが課題です。

家庭における、家事・育児・介護など女性に偏っている役割について、見つめ直し、男女が対等な立場で相互に協力する望ましい家庭生活の創造に向けて、それらの実践を促す啓発活動や学習機会の提供を図ることが必要です。

また、子供に対する親としての自覚を促しながら、託児サービスをはじめ、行政と地域が一体となって子供を健やかに育てる環境を充実させていくとともに、介護支援サービスの充実など、高齢者が安心して暮らせる条件整備を図り、女性が社会に参画しやすい環境を推進することが必要です。



【施策の方向1】 家事と育児・介護における性別にかかわらず役割分担

固定的な性別役割分担の意識を取り除き、互いに協力し合う、望ましい家庭生活を構築するため、家庭における家事や育児、高齢者や障害者等の介護など、女性に偏っている役割について見直すための啓発活動や学習機会の提供を図り、男性の参画気運を醸成します。



具体的施策

両親学級の実施	保健センター
すくすく子育て学級の実施	保健センター
幼児食教室・遊びの教室の実施	保健センター
家族介護支援対策の充実	社会福祉課

【施策の方向2】 子育てにやさしい環境づくり

安心して子供を生み育てることができ、かつ地域社会への参画を推進するため、放課後児童対策など子育て中の過程で求められる多様なニーズに対応した支援策を展開するとともに、子育ての悩みや不安を軽減するための相談体制の充実を促進します。



具体的施策

各種イベントにおける託児サービスの実施	各担当課
母子相談の実施	保健センター
発達支援相談の実施	保健センター
産後サポーター派遣事業の実施	保健センター
保育料の軽減	児童福祉課
特別保育事業の充実	児童福祉課
放課後児童対策の充実	児童福祉課
母子・父子家庭に対する生活支援の実施	児童福祉課
ファミリー・サポート・センターの実施	児童福祉課
子育てサポートの実施	児童福祉課
幼稚園早期入園（2歳児）特区の実施	学校教育課

【施策の方向3】 高齢者等が安心して暮らせる条件整備

地域主体の世代間交流などの支援や介護予防・支援サービスの充実など、高齢者等が安心して暮らすことが出来る条件整備を図るとともに、高齢者や障害者等の介護など女性に偏りがちな負担を軽減し、女性が社会参画しやすい環境づくりを促進します。

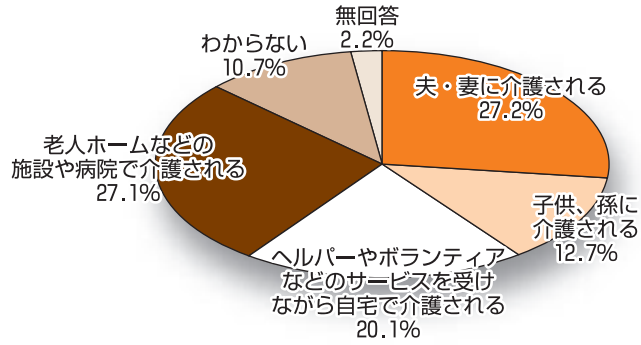


具体的施策

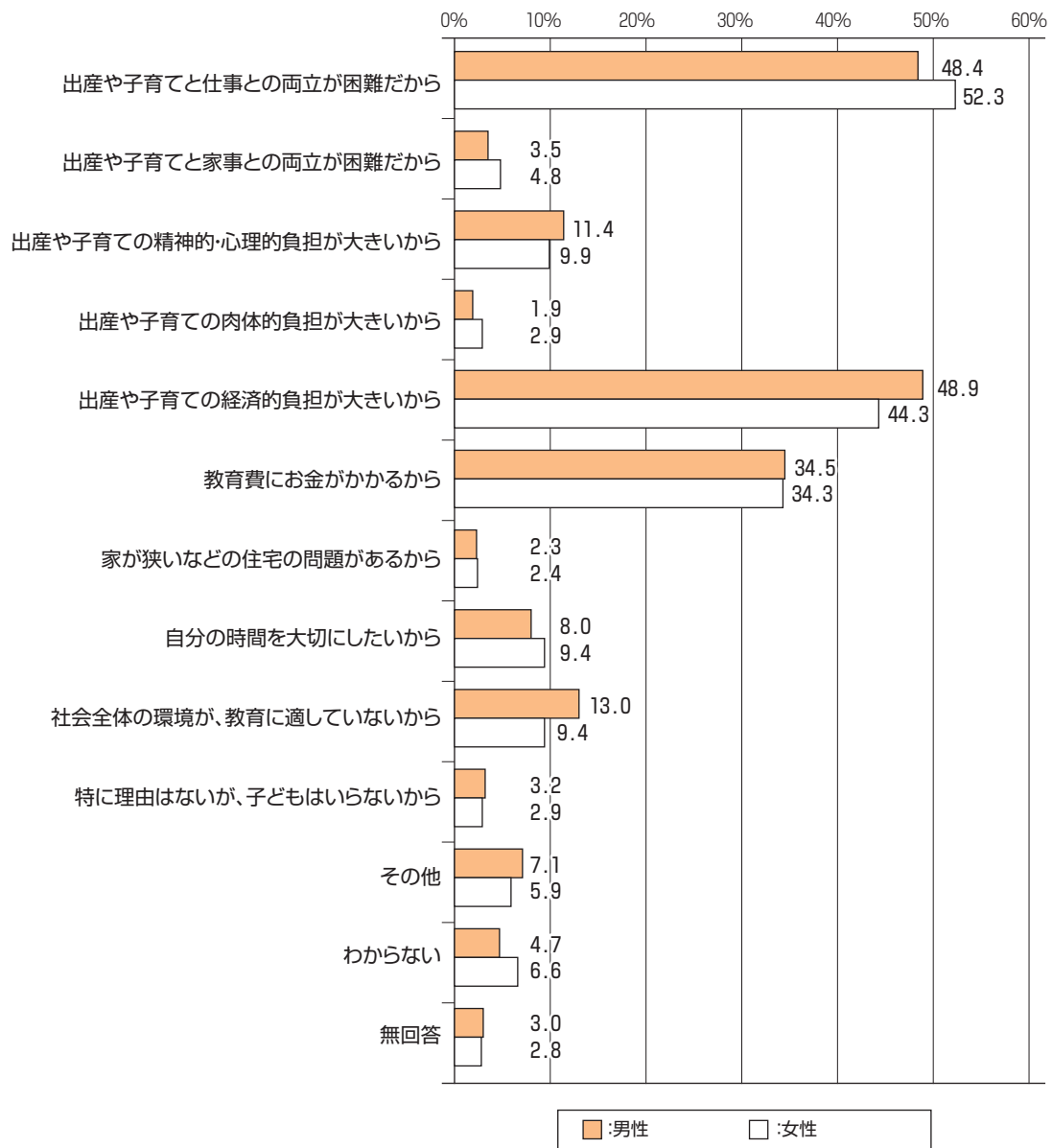
地域ケア体制の整備	社会福祉課
施設福祉サービスの充実	社会福祉課
高齢者等の社会活動参加への支援	社会福祉課・生涯学習課
地域支援事業の推進	社会福祉課・保健センター

将来自分が受けたい
介護のあり方について

(平成17年度市民意識調査)



少子化の要因について
(複数回答)





第4章 推進体制

このプランを総合的・効果的に推進し「男女がお互いを尊重し支えあう輝く地域社会」を実現していくためには、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野において、市民一人ひとりが主体的に取り組むことが大切です。そのため、行政はもとより市民、企業、各種団体など地域社会が一体になって取り組み、相互に連携、協力していくことが重要です。

また、このプランを効果的に推進していくため、施策の進行状況や数値目標の達成状況を点検し、その情報を公開していきます。

1. 市民との連携

男女共同参画社会の実現を目指すためには、市民一人ひとりが問題意識を持ち、それを自らの課題としてとらえ、身近なところから実践していくことが大切です。市では、各種講座の開催や広報、パンフレット等の活用により、様々な機会をとらえ市民の意識啓発・醸成を図るよう努めます。

また、男女共同参画関係機関、団体等との情報交換の場の提供をすすめるとともに、男女共同参画に関心のある各種グループや個人との連携を強化し、相互に協力しながら男女共同参画社会の構築のための活動の輪を広げます。

さらに、市民の意見を反映するため、市民で構成する「一関市男女共同参画推進懇話会（仮称）」を設置し、男女共同参画推進への意見・提言の機会を確保します。

2. 市の推進体制の強化

このプランを推進していくためには、職員の共通認識のもと庁内の総合的な連携体制が必要です。そのため職員研修等で男女共同参画に対する職員の意識啓発を図るとともに、推進組織として設置した「一関市男女共同参画推進本部」において、庁内各課との連携を図りながら、全庁的に施策の推進及び総合調整を行っていきます。

また、推進状況等の調査を行い、このプランが総合的かつ効果的に推進されているかを検証し、次の施策の展開に活かして行きます。

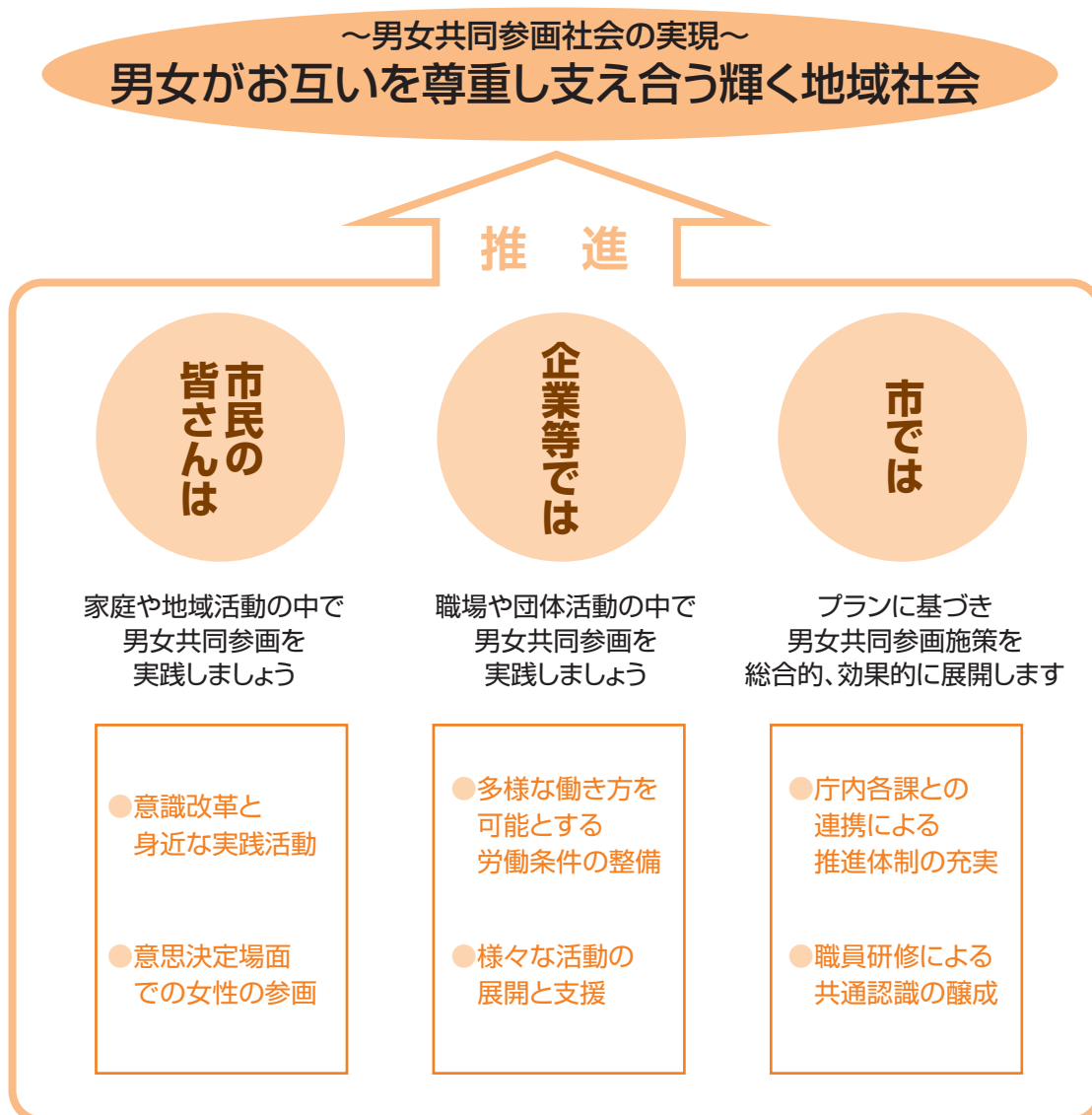
3. 相談機能の充実

男女共同参画はあらゆる分野に関連するため、関係機関等との連携を図りながら、DV等様々な問題も身近な所で気軽に相談しやすい体制を整備するとともに、専門的な相談内容にも対応できるよう機能の充実を図ります。

4. 推進状況の調査・公開

プランを着実に推進するためには、適切な進行管理が必要です。推進状況を定期的に調査し、把握するとともに、その結果をホームページ等で情報公開するなど、プランに基づき、積極的かつ効果的に施策が実施されているかを検証しながら推進します。

男女共同参画推進体系図





第5章 主要指標及び施策一覧

1. 主要指標

指標名	単位	現状	目標	考え方	
		17年度	23年度		
基本目標1：意識改革で進める男女共同参画					
1	男女共同参画サポーターのいる地域の割合 企画調整課	%	71.4	100.0	全地域への配置を目指す
2	公民館等事業における啓発講座の開催回数 生涯学習課	回	2	30	全公民館で年1回以上の開催を目指す
3	不平等感 (社会通念、慣習、しきたりの中での男女の不平等を感じる市民の割合) 企画調整課	%	62.2	60.0	県と同率
基本目標2：女性の参画拡大で進める男女共同参画					
4	審議会等における女性委員の比率 (女性委員のいる審議会等の割合) 企画調整課	%	18.4 (73.4)	35.0 (100.0)	全委員の1/3を目指す(全審議会等での女性委員委嘱を目指す)
5	男女共同参画サポーター認定者数 (うち男性の占める割合) 企画調整課	人 %	30 (13.3)	70 (15.0)	毎年7人の増を目指す (県と同率)
基本目標3：個の尊重で進める男女共同参画					
6	DVに関する周知度 (DVとは何か内容を知っている市民の割合) 児童福祉課・企画調整課	%	—	70.0	県と同率
7	基本健康診査受診率 保健センター	%	39.5	42.5	毎年概ね0.5%の増を目指す
基本目標4：雇用等の場における男女共同参画の推進					
8	女性の求職希望者の就職率 労働政策室	%	41.3	43.0	県と同率
9	働きやすい職場環境 (働きやすい職場環境であると感じる市民の割合) 企画調整課	%	45.5	60.0	半数を超えることを目指す
基本目標5：農業、商工業など自営業の場における男女共同参画の推進					
10	家族経営協定締結農家数 農政課	人	95	199	全国の平均増加率と同率
11	女性の認定農業者数 農政課	人	20	35	全国の女性比率と同率
基本目標6：家庭、地域生活の場における男女共同参画の推進					
12	地域子育て支援センター設置数 児童福祉課	所	6	9	全地域への設置を目指す
13	介護老人福祉施設入所希望者の待機率 社会福祉課	%	1.3	1.0	毎年20人の減を目指す
14	理想の家事等の分担 (男女が協力して家事・育児等を行ったと感じる市民の割合) 企画調整課	%	20.3	33.3	市民意識調査において、家事分担の項目の中で、夫婦が協力している比率が最も高かった項目の率を目標値とする

2. 施策一覧

基本目標 1：意識改革で進める男女共同参画

施策の方向 1：男女共同参画意識の啓発		
具体的施策	施策の内容	担当課
男女共同参画に関する市民意識調査・研究	男女共同参画事業の推進や効果的な実践活動を行うための方向性を見極めるため、市民意識の調査・研究を行う	企画調整課
男女共同参画啓発事業(男女共同参画講演会等)の実施	男女がお互いを尊重し支え合う輝く地域社会の実現を目指した意識啓発として講演会等を実施する	企画調整課
広報紙やホームページ等を通じた意識啓発活動	身近な媒体として広報誌やホームページを利用して、男女共同参画に関する意識の浸透と啓発を図るための情報を提供する	企画調整課
職員研修における男女共同参画意識の啓発	市職員における男女共同参画に関する意識啓発を図るとともに、職員間での共通理解を得られるよう職員を対象とする研修会を開催する	職員課
施策の方向 2：制度・慣行の見直し		
様々な機会を捉えた制度の周知	講演会、ワークショップ等様々な機会を通じ、男女共同参画に関係する制度等の周知を図る	企画調整課
広報紙やホームページ等を通じた情報提供	身近な媒体として広報紙やホームページを利用して、男女共同参画に関連する諸制度等を掲載し情報提供を図る	企画調整課
地域公民館等の事業における男性向け講座の開催	地域公民館等の事業に男性対象の講座を設け、様々な体験を通じて男女共同参画への意識啓発を図る	生涯学習課
施策の方向 3：教育・学習における男女共同参画意識の醸成		
男女平等の意識を高める教育の推進	学校教育全体を通じた人権尊重・男女平等教育、家庭科教育を推進する	学校教育課
中・高校生に対するインターンシップ等就業機会の提供	職場体験学習により、働くことの意義や目的の理解及び望ましい仕事観や職業観を醸成することと併せ、自主的に自己の進路を選択・決定できる能力や意欲・態度を育成する	労働政策室 学校教育課
地域公民館等の事業における啓発講座の開催	地域公民館等の事業に男女共同参画に関する講座を設け、市民への意識啓発を図る	生涯学習課
就学時検診等を活用した子育て講座、思春期の子供を持つ親のための子育て講座の開催	小学校入学前の子供や思春期の子供を持つ親を対象に、子育てやしつけなどについて考える機会を提供し、家庭教育の支援を図る	生涯学習課
施策の方向 4：国際交流と相互理解の促進		
国際交流イベントの開催	国際交流イベントを開催する国際交流関係団体を支援することにより、地域の外国人との交流を深めたり、外国人も同じ住民であるという「多文化共生」を理解することと併せ、国際社会における女性問題等についての情報収集や学習機会の提供を図る	地域振興課
日本語教室・外国語教室の開催	日本語教室や外国語教室を開催する国際交流関係団体を支援することにより、地域に暮らす外国人への日本語習得の支援や異文化理解を推進する	地域振興課

基本目標2：女性の参画拡大で進める男女共同参画

施策の方向1：市政への女性の参画推進		
具体的施策	施策の内容	担当課
各種審議会・委員会等への女性の登用	政策方針決定の場へ女性の意見を十分反映できるよう公募委員を増やすなどで女性の登用を促進し、女性が積極的に市政参加できる機会を拡充する	各担当課
人材バンク制度の活用	まちづくりへの意見を持ち、市政への参画意欲がある女性の活動機会を確保するため、各種委員等の選考に人材バンク（まちづくりスタッフバンク）制度を活用する	各担当課
市長と女性団体との懇談会の開催	市政について女性団体と市当局との意見交換の機会を提供し、女性の市政への参画推進を図るとともに、女性団体の地域活動の活性化につなげる	生涯学習課
施策の方向2：人材育成と情報収集・提供		
各種研修会への派遣	各担当課において研修会へ女性職員を積極的に参加させ専門知識の習得の機会を確保するとともに、参加対象者が職員以外の場合もその関係団体に女性が参加できるよう働きかけ、学習機会の提供を図る	各担当課
男女共同参画サポーター養成等への派遣	男女共同参画サポーター養成講座等への派遣を行い、地域に男女共同参画を推進するリーダーを育成する	企画調整課
男女共同参画を進める関係団体等の情報収集・ネットワーク化	男女共同参画を進めるうえで関係する団体等の情報収集を行い、情報の提供や交換ができる機会を設けるなど、つながりを広げる	企画調整課
女性団体への活動支援	女性団体関係の活動支援として、情報提供や会議の開催、研修会への参加促進等を行う	生涯学習課
学習要求に応じた講師派遣の実施	市民、団体等のニーズに合わせた講師の派遣を実施する	生涯学習課
施策の方向3：企業・団体等における女性の参画と社会参加の意識づくり		
公共的団体・地域団体等への女性の参画啓発	各担当課で関係している公共的団体（協議会等）・地域団体に、女性の参画を働きかけ、積極的な社会参加への意識づくりを促進する	各担当課
農業、農村組織への女性の参画促進	女性の積極的な社会参加促進のため、農業、農村組織等に、女性の参画の場の確保を働きかける	農政課
企業等における女性の各分野への参画啓発	企業等に、様々な分野に女性が参画できるよう働きかけ、積極的な社会参加への意識づくりを促進する	工業課 労働政策室

基本目標3：個の尊重で進める男女共同参画

施策の方向1：あらゆる暴力行為の根絶		
具体的施策	施策の内容	担当課
DV等に対する相談体制の強化	DV等の被害者の保護と生活支援のため、既存の制度・支援内容を有効に活用しながら、関係機関等と連携し相談体制の強化を図る	児童福祉課
人権擁護に関する連携・協力体制の充実	人権擁護のため、振興局、警察署等の関係機関と庁内関係部署との連携及び情報交換を密にし、協力体制の充実を図る	児童福祉課
施策の方向2：生涯を通じた健康支援		
思春期保健事業の実施	思春期の男女に対する心と身体について理解を深めるため、家庭や学校保健との連携を図り、情報提供や各種教室を開催する	保健センター
各種健康診査事業の実施	健康で安心して働くことができる環境づくりに努めるため、各種健康診査を実施する	保健センター
健康教育・健康相談・訪問指導の実施	自ら進んで心身両面の健康保持増進に努めるよう、健康教育、相談、訪問等により支援する	保健センター

基本目標4：雇用等の場における男女共同参画の推進

施策の方向1：就業支援と職業能力開発の促進		
具体的施策	施策の内容	担当課
職業訓練・講習等に関する情報提供	意欲と能力に応じた就業機会と待遇を確保するため、職業訓練及び講習等の情報を提供する	労働政策室
無料職業紹介所の開設並びに周知	Uターン就職希望者や職業訓練修了者等に対し、意欲と能力に応じた就業機会を確保するため、就職の紹介斡旋を行う	労働政策室
求職者就職支援職業訓練事業の実施	離職者の再就職の促進を図るため、雇用能力開発機構岩手センター等から委託を受けて訓練協会等が行う職業訓練事業に対し、経費の一部を助成する	労働政策室
雇用相談窓口の開設並びに周知	求職者の早期就職に向けて、本庁・各支所における窓口相談体制の充実を図る	労働政策室
新規学卒者・求職者情報化研修事業の実施	パソコン技術の習得を採用条件とする雇用ニーズに対応し、新規学卒者等未就職者を対象として、パソコン操作技術の習得と職業能力開発講話等の研修会を実施する	労働政策室
パート労働相談事業の実施	労働力確保がパートタイムへと方向転換しつつある中、家庭婦人などの潜在的労働力がパート就労を希望するなどパートタイムが増加している状況を踏まえ、パートバンクに相談員を配置する	労働政策室
施策の方向2：多様な働き方を可能とする労働条件の整備		
働きやすい労働条件の整備を進めるよう企業等への啓発・情報提供	男女ともに、それぞれの可能性を生かして仕事が続けられる労働環境づくりのため、育児・介護休業法等の就労を支援する法制度の周知や労働時間の短縮等、男女が充実して働ける労働条件の導入を進めるよう関係機関へ働きかける	児童福祉課 労働政策室
市の特定事業主行動計画に基づく相談体制の充実	子育てで生じるさまざまな負担や障害をできるだけ軽減するとともに、子育てと仕事の両立を職場全体で支援する	職員課

基本目標5：農業、商工業など自営業の場における男女共同参画の推進

施策の方向1：自営業における男女の対等な連携（パートナーシップ）の促進		
具体的施策	施策の内容	担当課
家族経営協定締結の促進・情報提供	家族みんなで経営方針や就業条件等について話し合い、合意のうえ役割と責任を明確にし、家族全員が男女を問わず経営のパートナーとして位置づけられるよう、家族経営協定に関する情報を提供し締結促進を図る	農業委員会 農政課
商工自営業における家族労働条件を明確にする啓発	家族みんなで経営方針や就業条件等について話し合い、合意のうえ役割と責任を明確にし、家族全員が男女を問わず経営のパートナーとして位置づけられるよう、情報提供を図る	商業観光課
施策の方向2：女性起業家の育成		
農村女性育成事業の実施	農村女性関連の研修会やフォーラム、フェスティバル等への参加促進や農産加工研修等の実施により、経営者意識の啓発や技の伝承など農村女性の育成に努める	農政課
女性の農業農村指導士の認定促進	農業・農村の振興に意欲的に取り組んでいる優れた女性農業者を若手県農業農村指導士として県に推薦し認定を促進することで、女性の視点を活かし農業及び農村の一層の発展を図る	農政課
女性の認定農業者の認定申請への促進	農業就業人口の過半数を占める女性を農業経営者として明確に位置付けし、農業の重要な担い手として育成と確保を図る	農政課
女性起業家（農家民宿・農産加工・直売・農家レストラン）への情報提供	シンポジウムや研修会等への参加促進をはじめ、起業家にとって活用できる制度等の情報提供を行う	農政課
起業を目指す女性に対する必要な知識やノウハウに関する情報提供・相談等の支援	起業家に必要な知識やノウハウ、活用できる制度等情報提供を行うとともに、相談等の支援を図る	商業観光課
女性起業家・経営者等の交流・連携の促進	商工会議所や商工会の女性部間の交流支援や、起業家セミナー等研修会の参加者を集めた懇談会を開催する	商業観光課

基本目標6：家庭、地域生活の場における男女共同参画の推進

施策の方向1：家事と育児・介護における性別にかかわらず役割分担		
具体的施策	施策の内容	担当課
両親学級の実施	妊婦自身の健康の保持増進と安全な出産を支援するとともに、夫に対し子育てのパートナーとしての自覚を促がし、両親にとって出産への不安解消を図る	保健センター
すくすく子育て学級の実施	5～7ヶ月児を持つ保護者を対象に、乳幼児の健康と保健教育、離乳食講習会等を開催し、子どもの健やかな発達の促進と両親の育児不安等の軽減を図る	保健センター
幼児食教室・遊びの教室の実施	1歳6ヶ月から就学前の幼児と保護者を対象に、家庭での接し方、遊び方、幼児食の進め方を学習する機会を提供する	保健センター
家族介護支援対策の充実	寝たきり高齢者等の家族にかかる在宅介護負担を軽減するため、要介護度に応じた介護手当の支給などのサービスの充実に努める	社会福祉課

施策の方向2：子育てにやさしい環境づくり		
具体的施策	施策の内容	担当課
各種イベントにおける託児サービスの実施	各種イベント(講演会等)開催の際には託児サービスを行い、小さな子供の保護者も地域活動等に参加しやすい環境づくりに努める	各担当課
母子相談の実施	母子健康手帳を交付するとともに、常設の母子相談室での面接相談を行い、妊婦が妊娠中を健康に過ごし、心身ともに健やかな子を出産し、安心して育児が行えるよう支援する	保健センター
発達支援相談の実施	発育、発達について支援が必要な乳幼児の保護者に対し、専門スタッフによる相談支援を行う	保健センター
産後サポーター派遣事業の実施	出産後概ね1ヶ月の新生児及び産婦に対しサポーターを派遣し、食事づくりやもく浴などの支援を行う	保健センター
保育料の軽減	保育所保育料を軽減し、入所児童の保護者の負担軽減を図る	児童福祉課
特別保育事業の充実	保護者の多様なニーズに対応し、延長保育や一時保育、地域子育て支援センター等の特別保育事業を拡大・充実し、子育て支援を図る	児童福祉課
放課後児童対策の充実	両親の就業等により、昼間保護者が不在となる小学校低学年の児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブ等の拡充に努める	児童福祉課
母子・父子家庭に対する生活支援の実施	母子家庭、父子家庭等ひとり親家庭で生活に支障が生じている家庭に対し、生活支援及び子育て支援を行う	児童福祉課
ファミリー・サポート・センターの実施	仕事と育児を両立し安心して働けるよう支援するため、子育ての援助を受けたい人と援助したい人が会員となって組織する「ファミリー・サポート・センター」の実施、拡充を図る	児童福祉課
子育てサポートの実施	子育てに悩む親を支援するため、親子の交流支援、子育て相談、子育て情報の提供等を実施する	児童福祉課
幼稚園早期入園(2歳児)特区の実施	2歳児の早期入園により、子どもの心の健やかな発達の促進と親の育児不安の軽減を図る	学校教育課
施策の方向3：高齢者等が安心して暮らせる条件整備		
地域ケア体制の整備	高齢者等を地域で支え合うため、福祉にかかわる施設間の連携体制の充実に努める	社会福祉課
施設福祉サービスの充実	安心で快適な介護を受けることができるよう、養護老人ホーム、介護保険施設等の施設設備の充実促進に努める	社会福祉課
高齢者等の社会活動参加への支援	高齢者等が地域社会で積極的に活動するため、高齢者大学などの学習支援や、老人クラブ等の活動助成を行う	社会福祉課 生涯学習課
地域支援事業の推進	介護保険非該当者等の高齢者に対し、これからも介護や支援が必要とならないよう介護予防の取組みを行う	社会福祉課 保健センター

